

新旧対照表

※ “外国為替証拠金取引”は、今回の改訂で全て“店頭外国為替証拠金取引”に修正

旧 版	新 版
<p>【外国為替証拠金取引説明書】</p> <p>第1章 リスクについて</p> <p>1-1. 外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(6) <u>顧客から預託を受けた証拠金は、上記カバー取引相手方、および次の金融機関において当社の自己の資金とは分別して管理しております。</u></p> <p>① <u>株式会社三井住友銀行</u> ② <u>イーバンク銀行株式会社</u> ③ <u>株式会社ジャパンネット銀行</u> ④ <u>株式会社みずほ銀行</u> ⑤ <u>株式会社ゆうちょ銀行</u></p> <p><u>当社、カバー取引相手方又は顧客資金の預託先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金その他の顧客資金の返還が困難になることで、損失が生ずるおそれがあります。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p>【<u>店頭</u>外国為替証拠金取引説明書】</p> <p>第1章 リスクについて</p> <p>1-1. <u>店頭</u>外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p>(6) <u>顧客から預託を受けた証拠金は、株式会社三井住友銀行の金銭信託口座に入金し、当社の自己の資金と区分して管理しております。</u></p> <p><u>当社の「店頭外国為替証拠金取引」におけるお客様からのご注文は、当社によって執行され、お客様と当社との契約上の取引（以下、「本取引」という。）を行います。なお、当社は、本取引により生じ得る当社の損失の減少を目的として、上記に掲げたカバー取引先金融機関との間でカバー取引を行っており</u></p>

※ 下線は変更箇所

新旧対照表

※ “外国為替証拠金取引” は、今回の改訂で全て “店頭外国為替証拠金取引” に修正

旧 版	新 版
<p>1-2. 外国為替証拠金取引における主なリスク</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(4) 取引証拠金・<u>スワップ金利</u>・取引手数料の変更リスク</p> <p>取引証拠金・<u>スワップ金利</u>・取引手数料は為替相場の状況、各国の金利政策の動向等により、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。また、それに伴い資金の追加が必要になったり、<u>自動ロスカット値</u>が近くなる可能性もあります。</p> <p>(5) レバレッジ効果リスク</p> <p>外国為替証拠金取引はレバレッジ（てこの作用）による高度なリスクが伴います。実際の投資した資金に比べて大きな取引が可能のため、大きな利益が期待できる反面、相場が思惑に反した場合には損失も大きくなります。マーケットがお客様のポジションに対して不利な方向に変動し、<u>当社の定めるロスカット値</u>を割った時、<u>自動的に成行決済注文にて処分させ</u></p>	<p><u>ます。本取引については当社が全責任を負っており、カバー取引先金融業者とお客様との間には一切の契約関係はないため、カバー取引先金融業者が、本取引にかかるお客様からのご質問、ご照会に応じることはなく、本取引より生じ得る損失等についてお客様が直接カバー取引先金融業者に請求権を持つことはありませんので、ご承知おきください。</u></p> <p><u>また、カバー取引先金融業者は、予告なく追加変更されることがありますので、最新情報は、当社 HP 上にて、ご確認願います。</u></p> <p>1-2. <u>店頭</u>外国為替証拠金取引における主なリスク</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(4) 取引証拠金・<u>スワップポイント</u>・取引手数料の変更リスク</p> <p>取引証拠金・<u>スワップポイント</u>・取引手数料は為替相場の状況、各国の金利政策の動向等により、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。また、それに伴い資金の追加が必要になったり、<u>有効証拠金</u>がロスカット値に近くなる可能性もあります。</p> <p>(5) レバレッジ効果リスク</p> <p><u>店頭</u>外国為替証拠金取引はレバレッジ（てこの作用）による高度なリスクが伴います。実際の投資した資金に比べて大きな取引が可能のため、大きな利益が期待できる反面、相場が思惑に反した場合には損失も大きくなります。マーケットがお客様のポジションに対して不利な方向に変動し、<u>有効証拠金</u>が当社の定めるロスカット値を下回った時、お客様が保</p>

※ 下線は変更箇所

新旧対照表

※“外国為替証拠金取引”は、今回の改訂で全て“店頭外国為替証拠金取引”に修正

旧 版	新 版
<p><u>ていただきます。証拠金取引では預託した資金に対し過大なポジションを保有することにより、相対的に小さな資金で大きな利益を得ることが可能ですが、逆に、預託した資金をすべて失う、あるいは預託した資金を越えて損失を被る可能性も同時に存在します。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(7) カバー取引リスク</p> <p><u>外国為替証拠金取引では、お客様からの注文をインターバンク市場にてカバー取引を行っており、お客様からお預かりした証拠金の一部をそのカバー先へ預託しております。それ故、カバー先の信用状況により損失を被る危険性もあります。また、何らかの事情によりすべてのカバー先においてカバー取引が出来ない状況になった場合、お客様の取引が困難になる可能性もあります。</u></p> <p>(8) ロスカットリスク</p> <p><u>外国為替証拠金取引では一定の間隔で行われる時価評価により有効証拠金が、ロスカット値以下(取引ルール 15 ロスカット参照)の状態では有効証拠金が更新された場合、未決済ポジションの全てが決済され、相場状況や市場の休日を越えて(月曜日は当社の取引開始(午前7時)レートにて)執行される価格がロスカット値から大きく乖離することがあり、お客様が当社に預託された金額を超える損失となる可能性もあります。なお、発生した不足額はお客様が当社へ速やかに入金す</u></p>	<p><u>有する全てのポジションを自動的に成行決済にて決済させていただきます。(ロスカット)店頭外国為替証拠金取引では預託した資金に対し過大なポジションを保有することにより、相対的に小さな資金で大きな利益を得ることが可能ですが、逆に、預託した資金をすべて失う、あるいは預託した資金を越えて損失を被る可能性も同時に存在します。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(7) カバー取引リスク</p> <p><u>店頭外国為替証拠金取引では、お客様からの注文をインターバンク市場にてカバー取引を行っております。その為、何らかの事情によりカバー先においてカバー取引ができない状況になった場合、お客様の取引が不可能または制限される可能性があります。</u></p> <p>(8) ロスカットリスク</p> <p><u>店頭外国為替証拠金取引では自動ロスカット(ルール15自動ロスカット参照)を設けておりますが、相場状況が急変した場合・土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合(週末たぎ)・メンテナンス(ルール22サービス停止時間参照)の開始前の価格と終了後の価格が乖離している場合(臨時メンテナンスを含む)・インターバンク市場において出合レートがない場合・その他理由がある場合には、決済されるレートが執行時点のレートから大きく乖離して約定することがあり、</u></p>

※ 下線は変更箇所

新旧対照表

※ “外国為替証拠金取引” は、今回の改訂で全て “店頭外国為替証拠金取引” に修正

旧 版	新 版
<p><u>るものとしします。</u></p> <p>(9) 逆指値注文リスク</p> <p><u>外国為替証拠金取引では値幅制限がないことから、逆指値注文は為替レートが急激に変動した場合や逆指値注文が市場の休日を越えて成立する場合（月曜日はオープンレート（午前7時）で成立となる）、注文した価格から大きく乖離して約定することがあり、必ずしも損失を想定した範囲にとめられるとは限りません。</u></p> <p>(10) 指値注文リスク</p> <p><u>外国為替証拠金取引での指値注文は為替レートが急激に変動した場合や指値注文が市場の休日を越えて成立する場合（月曜日はオープンレート（午前7時）が対象となる）、原則的に注文した価格で約定するため、約定時点のスポットレートより不利なレートで成立することがあります。</u></p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p><u>お客様が当社に預託された金額を超える損失となる可能性もあります。なお、発生した不足額はお客様が当社へ速やかに入金するものとしします。</u></p> <p>(9) 逆指値注文リスク</p> <p><u>店頭外国為替証拠金取引での逆指値注文は、相場状況が急変した場合・土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合（週末たぎ）・メンテナンス（ルール 22 サービス停止時間参照）の開始前の価格と終了後の価格が乖離している場合（臨時メンテナンスを含む）・インターバンク市場において出合レートがない場合には、指定したレートから大きく乖離して約定することがあります。</u></p> <p><u>また、逆指値注文は値幅制限がないことから必ずしも損失が想定した範囲で留まるとは限りません。</u></p> <p>(10) 指値注文リスク</p> <p><u>店頭外国為替証拠金取引での指値注文は、相場状況が急変した場合・土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合（週末たぎ）・メンテナンス（ルール 22 サービス停止時間参照）の開始前の価格と終了後の価格が乖離している場合（臨時メンテナンスを含む）には、原則的に指定したレートで約定するため、約定時点での提示レートより不利なレートで約定する場合があります。</u></p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>

※ 下線は変更箇所

新旧対照表

※ “外国為替証拠金取引” は、今回の改訂で全て “店頭外国為替証拠金取引” に修正

旧 版	新 版
<p>第2章 お取引について</p> <p>2-1. F X 取引ルール</p> <p>ルール 1 取引形態 <u>F X 取引はインターネットを利用したオンライン取引とします。</u></p> <p>ルール 2 取引単位 <u>F X 取引における各通貨の取引単位は当社ホームページ上の「外為オンライン取引要綱詳細」を参照ください。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ルール 4 取引証拠金 (1) <u>取引証拠金は通貨ペア及び商品毎に異なります。</u>取引証拠金については、当社ホームページ上の「外為オンライン取引要綱詳細」を参照ください。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ルール 7 返還可能額・新規注文可能金額 口座資産から取引証拠金・評価損益（スポット損益・スワップ損益・取引手数料）、<u>注文中証拠金を引いた金額</u>が正の場合、この金額が返還可能額であり新規注文可能額でもあ</p>	<p>第2章 お取引について</p> <p>2-1. F X 取引ルール</p> <p>ルール 1 取引形態 <u>F X 取引は当社が推奨するパソコン環境、及び NTTdocomo、au、SoftBank のいずれかの携帯端末にてお取引いただけます。</u> <u>※ 携帯端末をご使用の場合、パスワードの取得及びその他ご利用いただけない機能がございます。また、ご利用される機種によっては当取引をご利用いただくことができない場合がございます。</u></p> <p>ルール 2 取引単位 <u>F X 取引における各通貨の取引は 10,000 通貨単位となります。</u> <u>なお、ZAR/JPY につきましては、100,000 通貨単位となります。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ルール 4 取引証拠金 (1) <u>取引証拠金はポジションを保有するのに必要な証拠金をいいます。通貨ペア及び商品毎に異なります。</u>取引証拠金については、当社ホームページ上の「外為オンライン取引要綱詳細」を参照ください。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ルール 7 返還可能額・新規注文可能金額 口座資産から取引証拠金・評価損益（スポット損益・スワップ損益・取引手数料）、<u>注文中証拠金および出金依頼額を引いた金額</u>が正の場合、この金額が返還可能額であり新規</p>

※ 下線は変更箇所

新旧対照表

※ “外国為替証拠金取引” は、今回の改訂で全て “店頭外国為替証拠金取引” に修正

旧 版	新 版
ります。	注文可能額でもあります。 <u>[口座資産＋評価損益－注文中証拠金－出金 依頼額－取引証拠金]</u>
(中略)	(中略)
ルール 10 証拠金等の入金	ルール 10 証拠金等の入金
(1) 当社への証拠金等の入金は当社が <u>利用</u> する金融機関への振込によるものとします。 <u>振込手数料は、原則的にお客様負担とします。</u>	(1) 当社への証拠金等の入金は当社が <u>指定</u> する金融機関への振込によるものとします。 <u>振込手数料は、お客様負担と致します。但し、クイック入金（当社取引画面より提携銀行からの振込を行った場合）ご利用時の振込手数料は当社負担と致します。</u>
(中略)	(中略)
< 新設 >	※ <u>クイック入金とは、当社取引画面より提携銀行のお客様預金口座からインターネットバンキングを通じて直接お振込いただくサービスとなります。手続き後、即時に取引口座へ反映いたします。但し、手続き途中で終了したり、タイムアウト等で正常に処理が完了しなかった場合は、即時反映が行われず、反映までに 2 営業日程、お時間をいただく場合がございます。</u>
(中略)	(中略)
ルール 15 自動ロスカット	ルール 15 自動ロスカット
(1) <u>F X取引において有効証拠金が、当社指定のロスカット値を割った時点で、自動的にお客様のポジション全てを成行注文にて決済します。</u>	(1) <u>F X取引では、原則 1 分以内の間隔で行われる時価評価により有効証拠金（ルール 14 参照）が、各コースに定められたロスカット値を下回った場合、損失の拡大を防ぐ為、お客様が保有する全てのポジ</u>

※ 下線は変更箇所

新旧対照表

※ “外国為替証拠金取引” は、今回の改訂で全て “店頭外国為替証拠金取引” に修正

旧 版	新 版
<p>(中略)</p> <p>< 新設 ></p> <p>(2) ロスカットはお客様の大切な資産を保全するための措置ですが、相場の状況等により <u>執行される価格がロスカット値から大きく乖離することがあり</u>、お客様が当社に預託された金額を上回る損失が生じる可能性もあります。仮に証拠金の額以上の損失が発生した場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、発生した不足額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。</p> <p>(中略)</p>	<p><u>ションを成行注文で決済いたします。また、その際に、約定されていない指値注文等についても全て取消されます。(※)</u></p> <p>(中略)</p> <p>※ <u>ロスカット判定（原則 1 分以内の間隔で行われる時価評価）処理及び決済注文処理は、その時の相場状況（流動性の低下、カバー先との注文状況等）や対象となるデータ量等により、必ずしも 1 分以内に処理が完了するとは限りません。その為、決済されるレートが執行時点のレートから大きく乖離して約定することがあり、預託資金以上の損失が発生する可能性があります。当社では預託資金との差額の補填及び約定値の修正等は行っておりません。また、ロスカット判定後に全ポジションを成行注文にて決済するため、ロスカット値及び判定値を保証するものではありません。</u></p> <p>(2) ロスカットはお客様の大切な資産を保全するための措置ですが、相場の状況等により <u>決済されるレートが執行時点のレートから大きく乖離して約定することがあり</u>、お客様が当社に預託された金額を上回る損失が生じる可能性もあります。仮に証拠金の額以上の損失が発生した場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、発生した不足額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。</p> <p>(中略)</p>

※ 下線は変更箇所

新旧対照表

※ “外国為替証拠金取引” は、今回の改訂で全て “店頭外国為替証拠金取引” に修正

旧 版	新 版
<p>ルール 17 注文形態</p> <p>F X取引では以下の注文が行えます。</p> <p>●成行注文●指値注文●逆指値注文●I F D注文●OCO注文●I F D O注文●トレール注文●ポジション集計決済(同じ通貨ペアで複数ポジションある場合、集計し決済できます。)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;">以下、ルール 18～23 繰り下げ</p> <p>ルール 18 注文の有効期限</p> <p>成行注文以外の注文では、注文受付に際し有効期限の指示をしていただきます。有効期限は、当日限り(ニューヨーククローズ時間まで)・無期限・指定期限の3パターンです。</p>	<p>ルール 17 注文形態</p> <p>F X取引では以下の注文が行えます。</p> <p>●成行注文(クイックトレード)●指値注文●逆指値注文●I F D注文●OCO注文●I F D O注文●トレール注文●ポジション集計決済(同じ通貨ペアで複数ポジションある場合、集計し決済できます。)</p> <p><u>ルール 18 許容スリップ</u></p> <p><u>店頭外国為替証拠金取引での取引注文では、為替レートが変動した場合、提示レートより不利なレートで成立することがあります(スリッページ)。その為、F X取引では成行注文(クイックトレード)におきまして、発注したレートに対し、どの程度スリッページを許容するか予め設定することができます。1単位は、1 pip(ポイント)となります。</u></p> <p><u>なお、許容スリップを狭く設定いたしますと、発注したレートに近いレートで約定が行われますが、相場状況によって約定しにくい場合がございます。</u></p> <p><u>また、許容スリップを広く設定いたしますと、約定はしやすくなりますが、相場状況によって発注したレートを大きく乖離する場合がございますのでご注意ください。</u></p> <p><u>※ 許容スリップは、成行注文(クイックトレード)以外ではご利用いただくことはできません。</u></p> <p style="text-align: center;">以下、ルール 19～24 繰り下げ</p> <p>ルール 19 注文の有効期限</p> <p>成行注文以外の注文では、注文受付に際し有効期限の指示をしていただきます。有効期限は、当日限り・無期限・指定期限の3パターンです。</p>

※ 下線は変更箇所

新旧対照表

※ “外国為替証拠金取引” は、今回の改訂で全て “店頭外国為替証拠金取引” に修正

旧 版	新 版
<p><u>無期限の注文は取消を行うまで有効になります。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ルール <u>23</u> 税金について <u>個人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。</u>詳しくは、最寄りの税務署もしくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>2-2. <u>外国為替証拠金取引の手続きについて</u></p> <p>1. <u>取引の開始</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(1) <u>本説明書の交付を受ける</u> はじめに、当社から本説明書が交付されますので、外国為替証拠金取引の概要や</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>当日限り…ニューヨーククローズ時間まで有効（メンテナンス時間帯は約定されません）</u> ■ <u>無期限…取消を行うまで有効</u> ■ <u>指定期限…指定された時刻まで有効</u> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ルール <u>24</u> 税金について <u>個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。</u> <u>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されます。</u> <u>金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</u>詳しくは、最寄りの税務署もしくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>2-2. <u>店頭外国為替証拠金取引の手続きについて</u></p> <p>1. <u>取引の開始</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(1) <u>事前交付書面の交付を受ける</u> はじめに、当社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概</p>

※ 下線は変更箇所

新旧対照表

※ “外国為替証拠金取引” は、今回の改訂で全て “店頭外国為替証拠金取引” に修正

旧 版	新 版
<p>リスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出、もしくは電磁的方法（オンライン口座開設時）にてご承諾下さい。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出、もしくは電磁的方法（オンライン口座開設時）にてご承諾下さい。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>
<p>2-4. 外国為替証拠金取引行為に関する禁止事項</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>2-4. <u>店頭</u>外国為替証拠金取引行為に関する禁止事項</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(21) <u>通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。（22）において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること</u></p> <p>(22) <u>通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること</u></p>
<p>第3章 その他</p> <p>3-1. <u>分別保管</u>について</p> <p><u>当社では、お客様がより安心できる環境でお取引いただけるよう、お客様からお預かりし</u></p>	<p>第3章 その他</p> <p>3-1. <u>信託保管</u>について</p> <p><u>当社では、金融商品取引法の規定に基づき、お客様から預託を受けた証拠金等の資金を、</u></p>

※ 下線は変更箇所

新旧対照表

※ “外国為替証拠金取引” は、今回の改訂で全て “店頭外国為替証拠金取引” に修正

旧 版	新 版
<p><u>た証拠金等の資金と、当社の固有財産とを明確に区分しており、お客様の資産は、当局に届出している金融機関の預金口座、三井住友銀行への金銭信託、及び、カバー先銀行にて分別管理をしております。金銭信託されたお客様の資産は万が一、当社が破綻した場合であっても保全され、受託銀行が破綻した場合でも信託法により、受託銀行固有の財産から切り離して取り扱われるため、信託財産として保全されます。</u></p> <p><u>特記事項</u></p> <p><u>① 当社のお客様に対する債務である口座清算価値を保全するものですが、お客様の取引損益を保証するものではありません。</u> <u>尚、信託保全スキームは当社が取り扱う外国為替証拠金取引におけるお客様の証拠金全額を保証するものではありませんので、ご注意下さい。</u></p> <p><u>② この信託保全スキームは信託期間の満了や信託の解約により終了する場合があります。その際には、当社からお客様に対してその旨を告知致します。また、法令等の変更により、分別保管の方法を変更することがあります。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p><u>株式会社三井住友銀行へ金銭信託を行う方法により当社の財産とは区分して管理しています。</u></p> <p><u>信託保全の対象額（区分管理必要額）は、お客様より預託を受けた証拠金に、実現損益、評価損益及びスワップ損益を加減した金額とし、毎営業日計算いたします。信託財産の元本評価額が区分管理必要額に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して2営業日以内に株式会社三井住友銀行に追加信託いたします。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p><u>注意事項</u></p> <p><u>※ 信託保全は、店頭外国為替証拠金取引の元本を保証するものではありません。</u> <u>急激な為替の変動によりお客様が預託した資金以上の損失が発生するリスクがあります。</u></p> <p><u>※ 三井住友銀行は、当社から信託された資</u></p>

※ 下線は変更箇所

新旧対照表

※ “外国為替証拠金取引” は、今回の改訂で全て “店頭外国為替証拠金取引” に修正

旧 版	新 版
<p>3-2. 外国為替証拠金取引に関する主要な用語</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p><u>産の管理のみを行なうこととなります。</u> <u>したがって、三井住友銀行が当社に代わ</u> <u>ってお客さまに対して資金などの支払</u> <u>義務を負うものではなく、お客さまから</u> <u>三井住友銀行に対して証拠金等の返還</u> <u>を直接請求することはできません。</u> <u>※当社に万が一の事態が生じ、お客様に資</u> <u>産を返還する場合、犯罪収益移転防止法</u> <u>に基づいてご本人確認をさせていただ</u> <u>く必要がありますので、お客様の個人情</u> <u>報を受益者代理人および信託先である</u> <u>三井住友銀行に提供することがありま</u> <u>す。</u></p> <p>3-2. <u>店頭外国為替証拠金取引</u>に関する主要な用語</p> <p>・<u>預り評価残高(あずかりひょうかざんだか)</u> <u>F X取引において、お客様の「口座資産」に</u> <u>現在の「評価損益」を加算したものが表示</u> <u>されます。</u></p> <p>・<u>口座維持率(こうざいじりつ)</u> <u>F X取引において、取引証拠金に対する有</u> <u>効証拠金の割合を表示しております。</u> <u>[口座維持率 = 有効証拠金 ÷ 取引証拠金 ×</u> <u>100]</u></p> <p>・<u>出金依頼額(しゅっきんいらいがく)</u> <u>F X取引において、出金の依頼を行った金</u> <u>額が表示されます(有効証拠金には含まれ</u> <u>ません)。当社で出金の手続きが完了する</u> <u>まで表示されます。</u></p>

※ 下線は変更箇所

新旧対照表

※ “外国為替証拠金取引” は、今回の改訂で全て “店頭外国為替証拠金取引” に修正

旧 版	新 版
<p>< 新設 ></p> <p>< 新設 ></p> <p>・ <u>レバレッジ</u> <u>預け入れた現金で何倍分の取引ができる</u> <u>かということです。</u></p> <p>< 新設 ></p>	<p>・ <u>注文中証拠金（ちゅうもんちゅうしょうこ</u> <u>きん）</u> <u>F X取引において指値注文等、未約定の注</u> <u>文に必要な取引証拠金が表示されます。</u> <u>※有効証拠金には含まれません。</u></p> <p>・ <u>評価損益（ひょうかそんえき）</u> <u>F X取引において現在保有中のポジショ</u> <u>ンのスポット損益とスワップ損益の合計</u> <u>額が表示されております。</u></p> <p>< 削除 ></p> <p>・ <u>実効レバレッジ（じっこうレバレッジ）</u> <u>F X取引において、お客様の「預り評価残</u> <u>高」が何倍の取引を行っているかを表しま</u> <u>す。</u> <u>ポジションを保有していない場合は表示</u> <u>されません。</u> <u>[総取引金額÷預り評価残高]</u></p>

※ 下線は変更箇所